

議案第69号

沼田市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

沼田市個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年8月31日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第26条第5項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。